

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

取引相場のない株式の物納

Q : 相続税基本通達が改正されたそうですが、内容を教えてください。

A : 取引相場のない株式の物納が認められる要件等の整備が主な内容となっています。

【解説】

国税庁はこのほど、相続税法基本通達を一部改正しました。今回の改正は、平成14年度の与党税制改正大綱で、「取引相場のない株式の物納について、物納の要件及びその取扱いの明確化を図る」旨の記述があり、今回それを受けた形で通達が改正されました。

通達では、「売却できる見込みのない有価証券」に関する注書きが設けられています。

具体的には、(1)発行株式会社について、

①直近2期における総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか2つの指標が、法人企業統計調査の同業種の直近2カ年度の平均利率を超えていること、②直近2期の当期利益がプラス、③直近2期において配当可能利益があること、のいずれの要件も満たし、売払いが確実に見込まれる等、経営内容等から収納を適当と認める場合には、売却できる見込みのない有価証券には該当しないこととされています。また、(2)物納後、当該株式を買い受ける希望を有する者がいることが確認できる場合も、同じ取扱いを受けることになります。

今回の通達は、平成14年7月8日以降に適用となります。

